

岐阜労働局発表  
令和5年9月28日(木)

担 当	岐阜労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 福岡 優一 特別監督官 菅井 直哉 電話 058-245-8102

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導、送検等の状況を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率は75%超 ～

岐阜労働局(局長 千葉 登志雄)は、県下の7労働基準監督署が、令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します(別紙1参照)。

岐阜労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

さらに、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、「荷主特別対策チーム」が、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています(別紙2-1参照)。

### 岐阜労働局管内の令和4年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は193事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、146事業場(75.6%)。また、改善基準告示※違反が認められたのは、106事業場(54.9%)。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)

- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間(37.8%)、②割増賃金の支払(16.1%)、③時間把握(7.3%)
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間(34.2%)、②最大運転時間(27.5%)、③休息期間(26.4%)、④総拘束時間(23.3%)。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(令和4年)

(別紙2-1) 発着荷主等に対する要請の取組

(別紙2-2) 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和4年）

### 1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

※表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項 監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業場	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	時間把握
トラック	164	124 (75.6%)	66 (40.2%)	22 (13.4%)	13 (7.9%)
バス	3	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	10	8 (80.0%)	0 (0.0%)	3 (30.0%)	1 (10.0%)
その他	16	11 (68.8%)	4 (25.0%)	6 (37.5%)	0 (0.0%)
合計	193	146 (75.6%)	73 (37.8%)	31 (16.1%)	14 (7.3%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バスおよびハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など。）を指す。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は次のとおりであった。

業種	事項 監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	164	98 (59.8%)	60 (36.6%)	41 (25.0%)	47 (28.7%)	42 (25.6%)	52 (31.7%)
バス	3	3 (100.0%)	3 (100.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	10	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	16	5 (31.3%)	3 (18.8%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)
合計	193	106 (54.9%)	66 (34.2%)	45 (23.3%)	51 (26.4%)	43 (22.3%)	53 (27.5%)

(参考) トラック運転手に係る改善基準告示

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

休息期間：継続8時間以上（勤務と次の勤務との間の自由な時間）

連続運転時間：4時間以内

運転時間：2日を平均し1日当たり9時間以内、2週間を平均し1週間当たり44時間以内

- (3) 令和2年から令和4年までの業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場の事業場数は次のとおりであった。令和4年においても、全体で75%超の事業場に法令違反が認められており、違反率は高止まりの状況である。

業種・事項		年		
		令和2年	令和3年	令和4年
トラック	監督実施事業場数	86	142	164
	労働基準関係法令違反事業場	68 (79.1%)	105 (73.9%)	124 (75.6%)
バス	監督実施事業場数	1	1	3
	労働基準関係法令違反事業場	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	2	4	10
	労働基準関係法令違反事業場	2 (100.0%)	4 (100.0%)	8 (80.0%)
その他	監督実施事業場数	14	23	16
	労働基準関係法令違反事業場	12 (85.7%)	19 (82.6%)	11 (68.8%)
合計	監督実施事業場数	103	170	193
	労働基準関係法令違反事業場	82 (79.6%)	128 (75.3%)	146 (75.6%)

## 2 司法事件の送検状況

平成30年から令和4年までの5年間において重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、岐阜労働局管内の労働基準監督機関が送検した件数は次のとおりであった。

業種 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
トラック			2	1	
バス					
ハイヤー・タクシー					
その他					
合計	0	0	2	1	0

(参考) 全国における司法事件送検件数

業種 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	42	38	46	32	44
バス	4	1	4		1
ハイヤー・タクシー	5	5	2	3	8
その他	8	2	9	7	5
合計	59	46	61	42	58

### 3 監督指導の事例

#### 監督指導 事例（トラック）

#### 長時間労働のおそれのある運送会社に対する監督指導

##### 概要

- 時間外・休日労働に関する協定（以下、「36 協定」という。）で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていた。また、時間外・休日労働時間数が1か月 100 時間を超えている者が認められた。
- 運転者の中に、1か月の拘束時間が上限の 320 時間を超え、1日の拘束時間が上限の 16 時間を超えている者が認められた。また、1週間の運転時間が上限を超えている者が認められた。

##### 指導内容

- 1 36 協定で定める限度を超える違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。  
併せて、過重労働による健康障害防止のため、長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導した。  
⇒労働基準法第 32 条違反
- 2 自動車運転者の1日及び1か月の拘束時間並びに1週間の運転時間が、改善基準告示に定める上限を超えていることについて、是正を指導した。  
⇒改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、最大運転時間）

##### 指導後の会社の取組

- 1 運行計画を見直し運転者の労働時間の平準化を進めることで、労働時間の削減を図った。
- 2 荷主に対して、荷積み・荷卸し時刻の指定を依頼することで、長時間の荷待ちの改善を図り、拘束時間の短縮を図った。

## 4 国土交通省中部運輸局との連携

### (1) 地方運輸機関との相互通報

岐阜労働局と国土交通省中部運輸局（以下「中部運輸局」という。）では、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督署と地方運輸機関における監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

過去3年間の通報件数は次のとおり。

事項	年	令和2年	令和3年	令和4年
岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数		8件	10件	13件
岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数		12件	29件	25件

### (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

岐阜労働局と中部運輸局では、事案に応じ合同で監督・監査を実施している。

過去3年間の合同監督・監査の実施状況は次のとおり。

事項	年	令和2年	令和3年	令和4年
岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導した件数		1件	7件	3件

## 発着荷主等に対する要請等の取組

### (1) 荷主特別対策チームについて

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対し要請と働きかけを行うこととしました。

### 【取組の概要】

#### ■ 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

#### ■ 労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

#### ■ 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに設置された「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)において、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html)



QRコード:

### (2) 発着荷主等に対する要請

令和5年1月から8月までに、発着荷主等に対する要請を実施した事業場数は、次のとおり。

	令和5年1月～令和5年8月
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	218件



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**





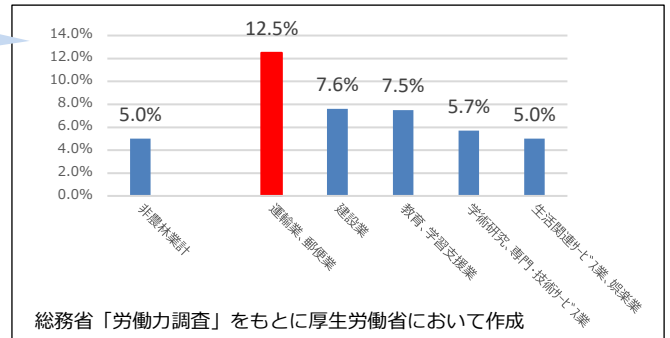
# 道路貨物運送業の実態

**⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

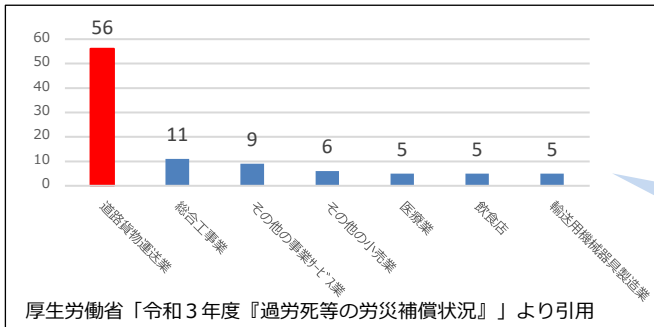
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



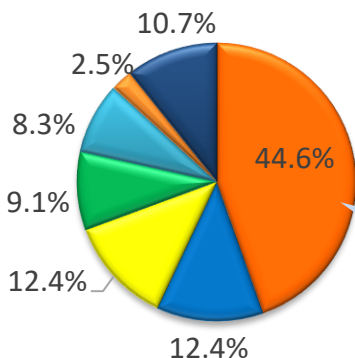
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

### 改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



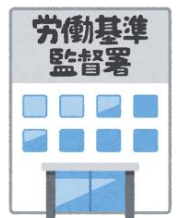
荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

# 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

**荷物の受け取り先**



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

**中小企業**



いえいえ。  
**荷主**というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、**会社の規模**など関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		